

# 独占禁止法基本問題懇談会資料 (第10回)

平成18年3月30日

公正取引委員会事務総局

## 課徴金算定率の引上げ

過去のカルテル・入札談合事件における不当利得の推計

- ・約9割の事件で8%以上, 平均16.5%

他法令の制度

- ・重加算税: 脱税額の4割増
- ・不正受給の加算金  
医療保険等: 4割増  
雇用保険: 2倍増

欧米の制度

- ・米国: 1億ドル以下又は違反により得られた利得若しくは他の者に与えた損害の2倍額以下 (実際の量刑は, 違反期間中の当該商品の売上高の15~80%)
- ・EU: 総売上高の10%以下



一律の算定率: 製造業等 大企業10%, 中小企業4%

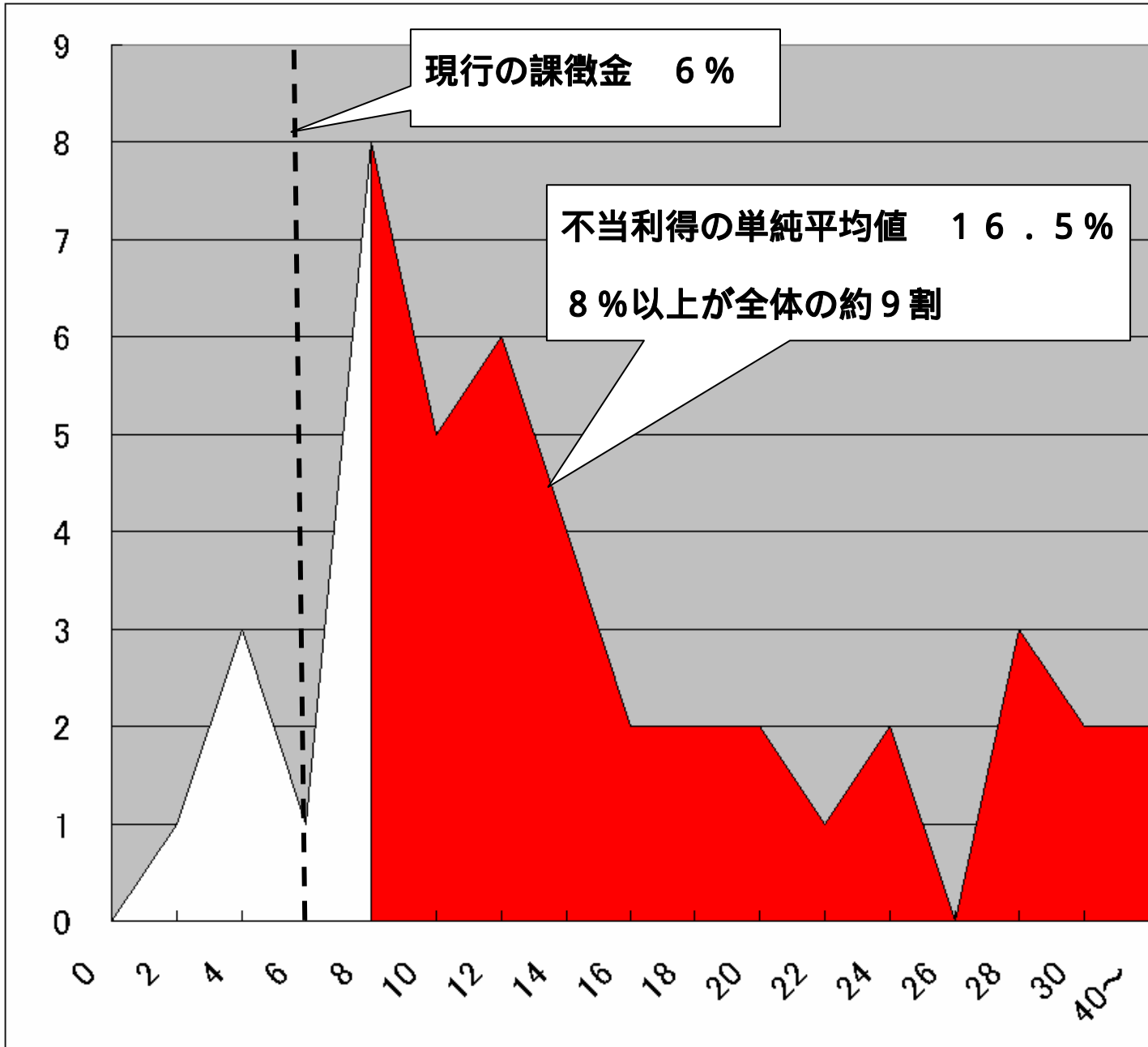
繰返し違反行為を行った場合 一律の算定率に5割加算  
(製造業等 大企業15%)

違反行為を早期にやめた場合 一律の算定率から2割軽減  
(製造業等 大企業8%)

# 不当利得の推計

(参考)

件数



(注)

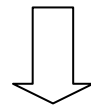
- ・ 表の縦軸の「件数」は「事件数」、横軸の「%」は「不当利得の推計値」を指している。
- ・ カルテル事件による不当利得の推計値は、平成4年から平成15年の間に審決がなされた現行算定率適用事件での価格引上げ率（実効ベース）を基に推計。
- ・ 入札談合事件による不当利得の推計値は、平成8年から平成15年3月の間に排除勧告若しくは課徴金納付命令を行った事件における、公正取引委員会の審査開始後の落札価格の下落率を基に算出（公正取引委員会が立入検査を行った月に実施された入札は除いて落札価格の下落率を算出）。
- ・ データは違反事件審査において発注官庁等から提出された資料等を基に作成（審判中の事件を含む。）また、卸・小売業に関する事件及び事件に関する資料から上記の方法によって下落率を算出することが困難なものについてはデータから除外している（例：かねてからカルテル価格を維持していて、原材料価格の上昇を受けて、値上げを合意した事件の場合には、競争市場価格を推計し難いことから、かかる事件は除外している。）
- ・ 表中の「8%以上が全体の約9割」の「全体」とは、上記の方法によりデータの対象となったカルテル事件及び入札談合事件を指している。

(平成16年5月19日公表資料より抜粋)

# 中小企業に対する算定率

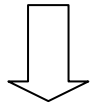
- 平成3年度改正時の中小企業の算定率が大企業と異なる理由

企業の価格交渉力はその企業の規模に左右され、カルテルによる経済的利得も企業の価格交渉力に応じて変化することから、中小企業の場合は、利得の水準が低いと考えられること



今回の法改正

平成3年改正時の状況と比べ、中小企業の資金的な負担力が低下。



中小企業算定率を大企業の算定率の半分(5%)よりも低い4%とすることが適当

# 卸売業・小売業に対する算定率

## 大企業の卸売業・小売業に対する算定率

・旧法の算定率 小売業2%、卸売業1%

大企業の卸売業・小売業については、事件数が少なく、過去の事件の不当利得相当額から算定率を決定することが困難

したがって、大企業の製造業等と同様の引上率となるようにした



小売業3%、卸売業2%

## 中小企業の卸売業・小売業に対する算定率

・旧法の算定率 卸売業・小売業とも1%

製造業等の大企業と中小企業の算定率の差(大企業:10%、中小企業:4%)を考慮し、大企業の算定率に10分の4を乗じて計算



小売業1.2%、卸売業1%

卸売業は2%に10分の4を乗じると0.8%となるが、旧算定率(1%)を下回らないよう1%に調整

# 課徴金減免制度の導入

企業が法令遵守体制を整備し、カルテルを発見しても、当局へ申告するインセンティブがない

カルテルは秘密裏に行われるため発見される可能性が低く、また、物証を残さないため、解明が困難

**法定要件** (違反事業者が公取委の調査開始前に所要の情報提供等) に該当すれば、**課徴金を減免する制度 (課徴金減免制度)** を導入

立入検査前の1番目の申請者 = 課徴金を免除  
立入検査前の2番目の申請者 = 課徴金を50%減額  
立入検査前の3番目の申請者 = 課徴金を30%減額  
立入検査後の申請者 = 課徴金を30%減額

合計3社まで

## 参考

米国・EUは減免制度を用いて、国際カルテル事件等について、摘発強化。  
OECDも各国に導入推奨  
(他のG7諸国や韓国、豪州等も導入済み)

企業の法令遵守意欲が向上

カルテルの発見・解明が容易化  
競争秩序の早期回復

## 私的独占・不当な取引制限(カルテル等)の罪に対する刑事罰の体系

主 体		関連法条	刑	
事業者	自然人	個人事業者	89条	3年以下の懲役 500万円以下の罰金
	法人	会社等	89条 95条1項 (両罰規定)	5億円以下の罰金
非事業者	自然人	代表者 従業員等	89条 95条1項 (両罰規定)	3年以下の懲役 500万円以下の罰金

# 両罰規定について

## < 両罰規定の沿革 >

昭和7年法律第17号「資本逃避防止法」が両罰規定を設け、行為者を処罰するほか、法人等業務主に対し各本条の罰金刑を科す旨規定したことから、この規定の方式が、その後の他の法令にも一律に踏襲され、現在に至っている。

## < 業務主処罰の根拠 >

従業者等の違反行為に対し、業務主として、これら行為者の選任・監督その他違反行為を防止するために必要な措置を採らなかったことについて、少なくとも過失を必要とすること、及び、当該過失は推定され、反証のない限りその存在が認められることにあると解される(最高裁判例、次頁参照)。

(平成3年12月2日 法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会報告書より)



## 法人処罰（両罰規定）に関する判例

### 最高裁大法廷 昭和 32 年 11 月 27 日判決

【事案の概要】 入場税法違反における両罰規定に係る罪を問われた事業主が、両罰規定は、故意過失なき事業主をして他人の行為に対し刑責を負わしめたものであり、これは憲法 39 条に違反するかが争われた事例。

「所論は、廃止前の入場税法 17 条の 3（但し昭和 22 年法律第 142 号による改正前の条文）のいわゆる両罰規定は、憲法 39 条に違反すると主張する。

しかし、同条は事業主たる、人の「代理人、使用人其ノ他ノ従業者」が入場税を遁脱しまたは通脱せんとした行為に対し、事業主として右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかった過失の存在を推定した規定と解すべく、したがって事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当とする。それ故、両罰規定は故意過失もなき事業主をして他人の行為に対し刑責を負わしめたものであるとの前提に立脚して、これを憲法 39 条違反であるとする所論は、その前提を欠くものであって理由がない。」

### 最高裁第二小法廷 昭和 40 年 3 月 26 日判決

【事案の概要】 外国為替及び外国貿易管理法における両罰規定に係る罪に問われた事業主が、同法両罰規定によって、従業者の選任、監督の過失を推定すること自体が、また、無過失の立証が事実上不可能であることに照らせば、同規定は結局事業主の無過失責任を認めることと等しく、これは刑罰法における責任主義に反し、しかもこの過失推定についての明文を欠いていることから罪刑法定主義に違反するかが争われた事例。

…事業主が人である場合の両罰規定については、その代理人、使用人その他の従業者の違反行為に対し、事業主に右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかった過失の存在を推定したものであって、事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当とすることは、すでに当裁判所屢次の判例（略）の説示するところであり、右法意は、本件のように事業主が法人（株式会社）で、行為者が、その代表者でない、従業者である場合にも、当然推及されるべきであるから、この点の論旨は、違憲の主張としての前提を欠き理由がない。」

（第 8 回会合における内閣府提出資料）